

壬生町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月
壬生町教育委員会

目 次

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨・現状 | 2 |
| 2 | 目標 | 3 |
| 3 | 計画の期間 | 4 |
| 4 | 実施する業務量計画・健康確保措置の内容 | 4 |
| 5 | 関連する取組、今後のフォローアップについて | 7 |

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- 本町では、令和3(2021)年3月に「壬生町第6次総合振興計画後期計画」を策定し、将来都市像「子育て・健康・壬力がキラリ 幸せ実感 住みよい“壬生町”」を実現するために、7つのまちの姿を基本姿勢として、あらゆる分野・世代の力を結集し、特色あふれる施策を推進している。特に、基本姿勢6「みんなで学び・楽しみ 心が触れ合うまち」では、住民がそれぞれの生涯を通じて、学習や文化、芸術、スポーツ等様々な分野で、自らの個性を伸ばしながら、能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、個性と創造力が豊かな人づくりを推進することや、家庭や地域、学校が連携し、健やかな心と体を持った子どもが育つ環境を整えるとともに、郷土を愛し、夢と志を持ってたくましく生きる青少年の育成を目指している。

近年、社会情勢はめまぐるしく変動し、学校を取り巻く課題は、より複雑化・多様化・困難化しており、そうした中で、子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参加できるよう、学校教育の改善・充実が求められている。さらに、対応しなければならない様々な課題が新たに発生し、教育職員に求められる業務や知識技能は、質・量ともに増大している。このような中で、子どもたちの成長を支える教育職員が健康でいきいきとやりがいをもち、教育の質を高めていける勤務環境の実現を目指していくことが必要である。そこで、これまでの成果・課題と学校や教育職員を取り巻く環境の変化を踏まえ、「壬生町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」という。)を新たに策定することとした。なお、「実施計画」は計画期間において毎年度見直しを行うこととする。

(2) 壬生町の現状

- 本町では、平成31(2019)年2月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「壬生町立小中学校教職員の働き方改革推進基本方針」(以下「基本方針」という。)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした基本方針による取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6(2024)年度は以下のとおりであった。

【 令和 6 (2024) 年度の時間外在校等時間の状況 】

| | 年平均 | 月 45 時間を上回る割合 | 月 80 時間を上回る割合 |
|------|---------|---------------|---------------|
| 小学校 | 月 27 時間 | 27% | 2% |
| 中学校 | 月 39 時間 | 40% | 6% |
| 小中学校 | 月 33 時間 | 31% | 3% |

- 時間外在校等時間が月 45 時間を上回る割合は、小学校で 27%、中学校で 40%、小中学校を合わせると 31%となっており、未だ大きい値となっている。さらに、月 80 時間を上回る割合が 0%となっていないのが現状である。主な理由として、学年・学級事務、児童生徒の対応や部活動などの業務の負担感が大きくなっており、今後は校務 DX の実現による業務効率化、外部人材の更なる活用や部活動実施の適正化などを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
- (1) 時間外在校等時間に関する目標
- ・教育職員の時間外在校等時間を 1 箇月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とする
- 〔中間目標〕
- ・時間外在校等時間が 1 箇月で 80 時間を上回る割合を令和 9 (2027) 年度までに 0%にする
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【() 内は令和 6 年度の数値】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 11.4%まで減少させる (15%)
 - ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を 80.6 以下とする (85.4)

3 計画の期間

令和8年度 ～ 令和12年度

4 実施する業務量計画・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」**1** 関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による見守り活動を推進する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」**2** 関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、町や関係機関が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」**4** 関係）
 - ・地域学校協働活動の関係者間の連絡及び調整は、町地域学校協働本部（愛称「みぶふ.る.る ラボ」）を中心に対応する。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」**5** 関係）
 - ・令和10(2028)年度までに、首長部局と連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するなど、教育委員会等の行政機関の責任において県教委とも連携を図りながら当該苦情等に対応できる体制を構築できるようにする。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」**6** 関係）

- ・校務支援システム等を活用することによって、学校の事務負担を軽減する。

◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」**11** 関係）

- ・子ども支援ボランティア（生涯学習課）を活用した見守りボランティアの支援を得つつ、学校職員の輪番制による休憩時間の確保について検討する。

◆ 校内清掃（「3分類」**12** 関係）

- ・子ども支援ボランティア（生涯学習課）を活用した清掃ボランティアの支援を得つつ、校内清掃の回数や範囲の合理化等による負担軽減を検討する。

◆ 部活動（「3分類」**13** 関係）

- ・部活動指導員の配置・拡充を進めるとともに、国や県の動向を踏まえつつ、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習指導や成績処理（「3分類」**15** **16** 関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置・拡充を進める。
- ・自動採点技術等のデジタル技術の活用を促進し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」**19** 関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係における校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターによる効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年生以上は、年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学校行事や各種活動の効率的な実施に向けて見直しを図る。特に、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動、清掃時間・頻度、業間活動の精選、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外におけるIVR（電話自動音声応答システム）を令和7（2025）年度に全校に設置したが、令和8（2026）年度以降もその内容について適宜見直しを図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・11時間を目安とする勤務間インターバルに取り組む。
※勤務間インターバル制度…「労働時間等設定改善法」（労働時間等の改善に関する特別措置法）が改正され、平成31（2019）年4月より導入された努力義務
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。
- ・令和8（2026）年度中に、学校における定時退勤日を月2回以上は設定するよう推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・教育委員会において、取組の着実な実行を図るため、学校における時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、本町のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・関係部局・関係機関と連携し、学校での児童生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材、学校支援員や地域ボランティアの確保・充実に取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
- ・教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・学校における働き方改革の取組が進むよう、教育委員会から様々な機会を捉え本計画の周知を行う。学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者や地域住民等の理解を促進するため、首長部局と連携し、本町における実施計画の内容について周知を行うとともに、「業務の3分類」における具体の項目について協力を呼び掛ける。